

練馬区通所サービス 軽度化・自立化加算の請求について

介護保険課事業者運営推進係

1 軽度化・自立化加算の算定要件

✓ 軽度化加算 25 単位 (ひと月につき)

6か月以上同じ事業所によるサービスを利用した結果、要支援2⇒要支援1に認定結果が軽度化した場合、加算単位の12か月分を上限として利用月数を乗じて加算する。

✓ 自立化加算 50 単位 (ひと月につき)

6か月以上同じ事業所によるサービスを利用した結果、要支援2⇒非該当、支援1⇒非該当または事業対象者⇒基準に該当しないとされた場合、加算単位の12か月を上限として利用月数を乗じて加算する。

【参考】算定要件早見表

- 軽度化加算の算定が可能
- ★ 自立化加算の算定が可能

		利用後			
		自立・非該当	事業対象者	要支援1	要支援2
利用開始時	事業対象者	★			
	要支援1	★			
	要支援2	★		●	

例) 利用開始時に要支援1であった方が、認定更新をした結果、非該当であった

⇒★マーク(自立化加算の算定が可能)

算定要件早見表例示		利用後			
		自立・非該当	事業対象者	要支援1	要支援2
利用開始時	事業対象者	★			
	要支援1	★			
	要支援2	★		●	

2 基準日

算定要件が満たされたことが確定した日 (例)要支援2→要支援1の認定結果が分かった日

3 加算の単位数、費用の額

当該事業所の利用を開始した日から算定要件が満たされたことが確定した日までの期間

軽度化加算 (25 単位×単価 10.9 円) × 当該事業所を利用した月数【上限 12 か月】

自立化加算 (50 単位×単価 10.9 円) × 当該事業所を利用した月数【上限 12 か月】

※月数の計算方法

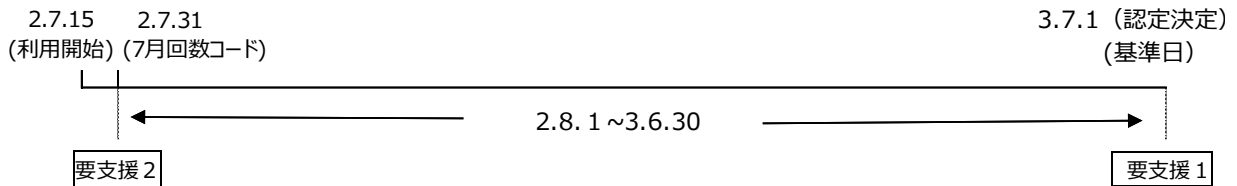
利用した期間のうち、回数コードで算定した月は除きます。

例) ①令和2年7月15日から令和3年6月30日まで利用した期間に軽度化加算を算定する。

7月15日～7月31日は、回数コードで算定した。

⇒軽度化加算の適用月数は、令和2年8月～令和3年6月の11か月

(令和2年7月は対象外)



②令和2年5月1日から令和3年6月30日まで利用した期間に軽度化加算を算定する。

⇒適用月数は、令和2年7月～令和3年6月までの12か月

Point⇒適用月数の上限は12か月です。

※費用の額の計算方法

単位数に地域単価を乗じます。小数点以下は切り捨てです。算出した費用の額に利用した月数を乗じます。

例) 要支援2の方が、練馬区通所サービスを11か月間利用し認定の更新をした結果、要支援1であった。

⇒軽度化加算の適用。

25単位(ひと月につき) × 10.9円 = 272.5円 = 272円(1円未満切り捨て)

272円 × 11か月(利用した月数) = 2992円

4 請求の方法

1の算定要件を満たす利用者について、軽度化加算、自立化加算を算定する場合は、以下の書類を提出先までご提出ください。

✓ 提出書類

① 軽度化・自立化加算に関する届出書(第1号様式)

② 請求書

Point⇒①届出書:利用者ごとに提出してください。

・②請求書:支払いは事業所単位で行います。

複数の利用者の請求をする場合は、請求書の内訳に氏名および金額を記載してください。

✓ 提出先(郵便または窓口)

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区役所 高齢施策担当部 介護保険課 事業者運営推進係

【担当】

練馬区 高齢施策担当部

介護保険課 事業者運営推進係

電話 03-5984-4589 FAX 03-3993-6362